

＜延長傷病手当附加金についてのお知らせ＞

延長傷病手当附加金は、傷病手当金・傷病手当附加金の支給期間(1年6ヶ月)が満了すると受給できるようになります。

受給するためには、「延長傷病手当附加金受給届」のご提出をお願いいたします。
「延長傷病手当附加金受給届」をご提出いただいた後、これまでと同様に毎月、「傷病手当・附加金 延長傷病手当附加金請求書」をご提出ください。

お願い

切替月の「傷病手当・附加金 延長傷病手当附加金請求書」の提出は、できる限り 傷病手当金・傷病手当附加金の期間 と 延長傷病手当附加金の期間 に分けて2枚の証明をもらうようにお願いいたします。(難しいようであれば、1枚でも可)

- ・1日～傷病手当金・傷病手当附加金満了日までの期間で1枚
- ・延長傷病手当附加金の開始日～月末までの期間で1枚

ご参考

傷病手当金・傷病手当附加金の支給期間は、支給開始日から1年6ヶ月です。
1年6ヶ月経過後は、延長傷病手当附加金に切り替わり6ヶ月間受給できます。